

# 町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町営住宅

## 松岡台住宅

住所：九重町大字右田3150番地  
募集戸数：一般世帯向け4戸(3LDK)  
高齢者向け1戸(2DK)  
住宅使用料等：住宅使用料は所得によって決定。  
駐車場使用料 1,000円/月



## 青山住宅

住所：九重町大字右田785番地の1  
募集戸数：一般世帯向け1戸(3LDK)  
住宅使用料等：住宅使用料は所得によって決定。  
駐車場使用料 1,000円/月



## 釜の口住宅

住所：九重町大字田野1276番地の1  
募集戸数：一般世帯向け1戸(3LDK)  
その他：IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要。  
基本住宅使用料：住宅使用料は所得によって決定。  
駐車場使用料：2,000円/月



地域優良賃貸住宅

## 奥野住宅

住所：九重町大字右田2022番地の1  
募集戸数：若者単身世帯向け2戸(1DK)  
その他：IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要。  
基本住宅使用料：52,000円/月  
駐車場使用料：1,000円/月(1台分)



### 基本減額

次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から12,000円/月を減額。  
(1) 入居時点において若者単身者で、40歳以下の者による単身世帯。  
(2) 入居時点において若者単身者で、新婚世帯または子育て世帯となった世帯。

申込みについて

## 募集期間：令和6年1月15日(月)～1月31日(水) 午後5時まで

- 入居予定日：令和6年3月1日(金)から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

# 事業所得と業務に係る雑所得の区分の明確化について

～事業所得を申告するみなさまへ～

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

令和4年10月7日付で国税庁より事業所得と業務に係る雑所得についての通達(所得税基本通達35-2)が発出されました。この通達は、業務に係る雑所得に該当する所得を例示するとともに、給与所得者等が副業や兼業で得た所得について、事業所得と認められるかどうかの判定方法の考え方を明らかにしたものです。この改正は、令和4年分以降の所得税に関して適用されますのでご注意ください。

※例えば、会社にお勤めで給与収入があり、兼業で農家を営んでいるが、農業に関する帳簿や書類の保存がない場合は、事業所得とすることができず、業務に係る雑所得として取り扱われることがあります。この場合は、他の所得と損益通算ができないため、所得税や個人住民税において、去年よりも税額が増額となる可能性があります。

## ○事業所得と業務に係る雑所得の区分

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得(注)	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得

## 土壌診断をしませんか?

●お問い合わせ  
農林課 ☎0973-76-3804

土壌成分を調べて適切な施肥を行いましょ。どなたでもご参加いただけます。希望者は、土壌の提出をお願いします。

### 土壌の提出について

- 土提出日 2月2日(金)午後5時まで
- 提出場所 農林課(役場1階)
- 診断料金 1検体につき200円(試薬代)
- そのほか 先着30件
- 実施団体 九重町有機農業推進協議会

### 土壌勉強会について

- 内 容 土壌診断結果を基にした勉強会(施肥設計等)
- 対 象 者 土壌診断に申込んだ方のうち希望者
- と き 2月予定
- と ころ 九重町役場  
※日程が決まり次第、参加者に連絡

## マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ  
住民課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、是非ご利用ください。

### ★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分~午後5時までにお問い合わせ先まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	1月25日(木)	午後5時~ 午後7時
	2月6日(火)	
	2月22日(木)	
	3月5日(火)	
	3月21日(木)	
休日	1月28日(日)	午前9時~ 正午
	2月10日(土)	
	2月25日(日)	
	3月9日(土)	
	3月24日(日)	



# 令和5年分 所得税確定申告及び住民税申告の受付会場を開設します

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

下記の期間中、所得税確定申告及び住民税申告の受付会場を開設します。

ご来場の際は『マスクの着用』、『入り口での手指消毒』のご協力をお願いします。

なお、例年申告会場は大変混雑が予想されますので、郵送やインターネット(スマートフォン・パソコン)を利用してご自身で申告していただくことを推奨します。できるだけ短時間で終わらせるよう、事前に必要書類を揃えて収支の内容をまとめるなど準備をしてから会場にお越しいただくよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

## 申告期間・受付会場

**申告期間** 2月16日(金)～3月15日(金)

午前8時30分～午後4時〔土・日・祝日を除く〕

※受付終了時間が短くなっていますのでご注意ください

**受付会場**

九重町役場 3階 301会議室

## 申告が必要な方 ※収入が0円の方は、町民税・県民税申告書にその旨を記載の上、税務課窓口へ提出をお願いします

- ◆会社で年末調整をしていない方
- ◆事業所得や不動産所得等の各種所得がある方
- ◆源泉徴収票に記載された控除に変更がある方
- ◆医療費控除・寄付金控除等を受ける方 等

## 申告に必要なもの

項番	必要書類	説明
1	個人番号(マイナンバー)の確認書類	●マイナンバーカード ●通知カード(または個人番号が記載された住民票の写し)及び顔写真付き証明書(運転免許証、パスポート、障がい者手帳など)
2	収入や経費などが分かる書類	●給与所得の源泉徴収票(ない場合は給与明細や支払証明書など) ●公的年金等の源泉徴収票 ●その他、所得金額の計算に必要な収入金額・必要経費がわかる書類
3	各種控除を確認できるもの	●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・・・年金からの引落の場合は年金の源泉徴収票 ※普通徴収の場合は証明書を税務課窓口で発行する必要があります。 ●国民年金保険料・国民年金基金・・・社会保険料控除証明書など(国民年金保険料のご不明な点は、日田年金事務所(電話:0973-22-6174)へお問い合わせください) ●生命保険料・地震保険料控除・・・保険会社等が発行する控除証明書(原本) ●障がい者控除・・・障がいの種別・等級が分かる各種手帳や障がい者控除対象者認定書(健康福祉課交付)など ●医療費控除・・・医療費控除の明細書(医療費通知や領収書をもとにご自身で作成してください) ※医療機関等の領収書は添付しないでください。 ※明細欄の記入を省略する場合は、医療費通知(原本)の添付が必要です。 ●寄附金税額控除・・・寄附先の団体などから交付された寄附金の受領書(原本)など
4	町民税・県民税申告書	●所得税が発生しない方は必要となります
5	その他	●利用者識別番号を取得されている方は番号が分かるもの(確定申告を行う方) ●本人名義の通帳(所得税の口座振替をご希望の方は口座の届出印)(確定申告を行う方) ●事業、不動産、土地、山林、株式等所得がある方は、収支内訳書及び帳簿等関係書類 ※領収書の整理・収支内訳書の事前作成をお願いします。 ※収支内訳書の用紙が必要な方は税務課までお越しください。 ●家畜市場で牛を販売された方・・・家畜市場計算書(肉用牛売却証明書)をご持参ください

※町民税・県民税申告書は印字したものをご自宅に発送しますのでご持参ください。

ご自身で確定申告される場合 または 日田税務署へ行く場合は、9ページをご確認ください

# 確定申告・住民税申告に係る要介護(要支援)認定者の所得控除

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

「九重町障害者控除対象者認定書」及び「おむつ代の医療費控除のための確認書」が必要な方またはその扶養者の方は、介護被保険者証・印鑑をお持ちのうえ健康福祉課(役場1階)まで申請してください。

## 要介護認定者に対する障害者控除

障害者手帳等をお持ちでなくても、障害者控除に該当する場合があります。

該当となる方には所得税や住民税の控除を受けるための、「九重町障害者控除対象者認定書」を交付します。

### 対象となる方

介護保険制度で要介護認定を受けた満65歳以上の方で、介護認定の審査資料が一定の要件を満たす方

## おむつ代にかかる医療費控除

確定申告の際には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

### 2年目以降の手続き簡素化

おむつ代にかかる医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても、九重町が発行する「おむつ代の医療費控除のための確認書」をもって代用することができます。対象となる方は、要介護(要支援)認定を受けており、介護認定の審査資料が一定の要件を満たした方です。


# 日田税務署確定申告会場への来場を検討されている方へ

— 確定申告の時期はもう間近です。事前準備はお早めに!! —

## ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください

e-TAX(スマートフォンからも可能)で電子申告をする方法や、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」の利用や手書きでの申告書作成により郵送で提出する方法等により、ご自身で申告が行えます。詳しくは、国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/>)やe-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>又は e-Tax 検索)をご確認ください。

## 日田税務署 確定申告会場のご案内

	開設期間	2月16日(金)～3月15日(金) 土・日・祝日を除く	
	受付時間	午前9時～午後4時まで(入場整理券の当日配付分は、状況により早めに終了する場合があります)	
	申告・納付期限	所得税・贈与税	3月15日(金)
		個人事業者の消費税等	4月1日(月)

★日田税務署(☎0973-23-2136) ※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。(1/15～3/15)

## 申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ▶入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- ▶会場で当日配付(当日分のみ配付)しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
  - ・LINE公式アカウントでの申込開始日は2月6日です。
  - ・LINEホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索して友達追加できます。
- ▶入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ▶申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボット(ふたば)でも可能です。  
(国税相談専用ダイヤル:0570-00-5901 ※ナビダイヤル)



▲国税庁HP

## 農業者なら誰でも入れる「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

●お問い合わせ 農業委員会 ☎0973-76-3805

### ●農業者年金へは3つの要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- 1 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- 2 年間60日以上農業に従事
- 3 20歳以上60歳未満の方

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

### ●積立方式・確定拠出型の「終身年金」

- ・加入者の積み立てた保険料と運用益を合わせた額により受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型
- ・年金は生涯受給できます
- ・80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金をご遺族に支給されます。

### ●保険料は月額2万円から自由に設定

- ・月額2万円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円）から6万7千円まで千円単位で選択できます。
- ・保険料額は加入後いつでも見直すことができます。
- ・途中脱退、再加入も可能です。

### ●生涯を通じて税制面で大きな優遇

- ・支払った保険料は家族分も含め全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。
- ・年金資産の運用益も非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象、死亡一時金も非課税と生涯を通じて税制面の優遇措置が大きいです。

### 農地転用等についてのごお願い

農地の売買、農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅や駐車場、植林、太陽光発電施設のように耕作目的以外に使用する農地転用を行うには、農地法に基づく手続きと許可が必要です。

農地法の許可を得ずに行った売買契約は無効となるほか、無断で農地を転用した場合は農地法の規定により罰則が適用されます。詳しくは、農業委員会までご相談ください。

お問い合わせ 農業委員会 0973-76-3805

## 75歳以上のみなさんへ健康診査のお知らせです！

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

後期高齢者医療制度に加入されている方が対象です。元気なあなたも、治療中のあなたも早期発見・治療のために年に1回の健康診査を受けましょう。

健康診査受診券の有効期限は、令和6年3月31日までです。

健康診査を受ける際は、医療機関等にご予約のうえ、受診してください。

### 健診を受ける際に持参するもの

健康診査受診券（青色のハガキ）・後期高齢者医療被保険者証

九重町の公式LINEでは、町からのお知らせやイベント情報、災害情報などを発信しています。

LINEには、トーク画面下部(キーボードエリア)に固定で表示されるタイル状のメニュー「リッチメニュー」が設置されています。

- リッチメニューをタップするとホームページなどのページを開くことができます。
- リッチメニューは通常時と緊急時で変わり、必要な情報を入手しやすいようにしていますので是非ご活用ください。



▲通常時のリッチメニュー例



▲緊急時のリッチメニュー例



▲九重町公式LINE

## 物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金(7万円給付)について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

令和5年度住民税非課税世帯の世帯主(課税者の扶養にとられている世帯は除く)に対し臨時給付金を給付します。

- 申請方法 12月末より順次支給対象となる世帯へ、支給確認書を簡易書留にて郵送しています。期日(令和6年3月15日(金))までに返信してください。
- 支給金額 1世帯7万円
- 基準日 令和5年12月1日(九重町に住民票のある方)
- 支給方法 確認書に記載のある口座への振込みを基本とします。  
※記載されている口座は、令和2年度以降に行われた同様の給付金の受取口座です。支給確認書に口座記載のない方、口座の変更等があった方は通帳と本人確認書類の写しを添付して返送してください。
- 注意事項 九重町からご入金をお願いするようなことは一切ありません。詐欺等にはくれぐれもご注意ください

- ★申告をされていない世帯は、令和5年度分の申告をお願いします。申告後住民税非課税世帯(課税者の扶養にとられている世帯は除く)となれば、給付対象となります。
- ★DV等で避難されている方で、該当する方はご相談ください。

# 九重町競争入札参加資格審査申請の受付について

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

九重町が発注する令和6・7年度の建設工事及び令和6年度の建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書の受付を下記のとおり行います。なお、建設コンサルタント等で令和5・6年度の入札参加資格の認定を受けている場合は、今回の申請は不要です。

## ●申請受付期間

令和6年1月15日(月)～令和6年3月1日(金)

## ●受付方法

【持参】受付時間は午前8時30分～午後5時まで

【郵送】令和6年3月1日(金)必着

※封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きし、受付票返信用封筒(宛名明記・切手貼付)を同封すること

## ●受付場所(郵送先)

〒879-4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ(庁舎2階)



▲九重町 HP

詳細については九重町のホームページをご覧ください。

# 入札関連手続(物品・役務)の電子化について

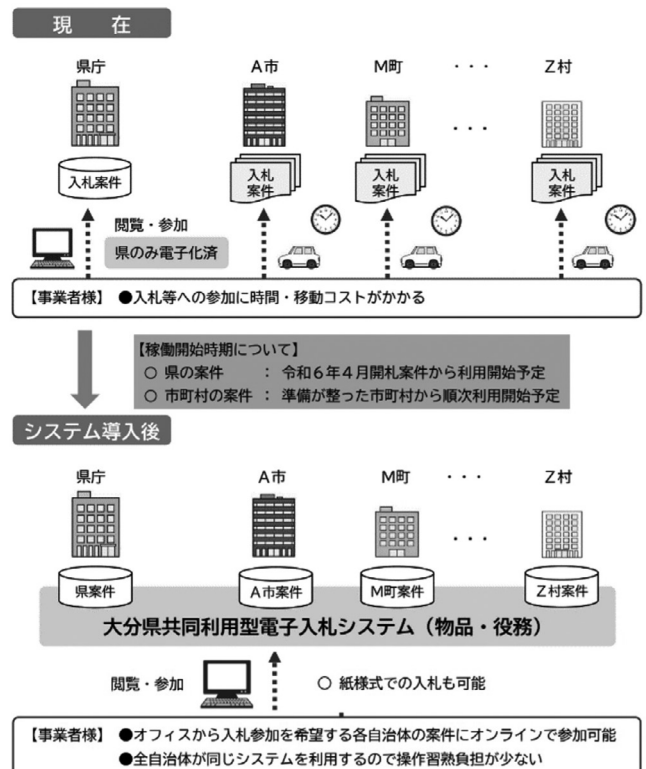
●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

令和6年4月から県内の各自治体が『大分県共同利用型電子入札システム』を利用した入札を順次開始する予定です。それに伴い各自治体へ別々に申請を行っていた入札参加資格申請手続について、大分県庁内に開設する『共同受付センター』に集約がされます。

手続の電子化の導入に伴い、1月下旬から大分県の各地区で説明会が実施されます。

九重町においても、令和6年10月から物品・役務に関する電子入札の運用を開始する予定です。

詳細につきましては大分県が開設している下記のサイトをご覧ください。



『《大分県・市町村共同事業》  
入札関連事務電子化  
(物品・役務)特設サイト』

<https://www.pref.oita.jp/site/buppin-nyusatsu-denshika/>



# 長野馬貞顕彰俳句大会が行われました - 特選に輝いた作品を紹介します -

●お問い合わせ 東飯田公民館 ☎0973-76-3116

今年で31回目の開催となる「長野馬貞顕彰俳句大会」は、江戸時代郷土の俳人として活躍した恵良の長野馬貞を顕彰するべく、町内の小・中学生を対象に開催しています。(主催：長野馬貞顕彰俳句大会実行委員会)

●今年度は小学生273名337句、中学生194名227句の応募をいただきました。どれも素敵な作品ですが特に素晴らしい7句を取り上げて紹介します。

## 「阿蘇山の山肌なびくススキの穂」

このえ緑陽中学校2年生 梅木 榮真  
ススキが風になびいて、阿蘇の山肌一面をおおっています。雄大な阿蘇を取り入れつつ、光を浴びるススキの穂に焦点を当てている秀句。

## 「赤とんぼそんな飛んでなにするの」

東飯田小学校4年生 赤峰 虹希  
あかとんぼが、なぜそんなに多く飛んでいるのかなとの思いが、そのまま句となりました。「なににするの」の問いかけが、読者をひきつけます。

## 「起き上がる動植物の春の声」

南山田小学校6年生 高橋 祐希  
寒い冬を耐えて、芽吹き穴から出てきた動植物たち。声なき春の希望の声を、祐希さんは確かに聞き取ったのです。その感性の素晴らしい。

## 「青空に雲がひらひらあかとんぼ」

野上小学校5年生 小野 琥慎  
青空を背に、あかとんぼが舞っています。雲もとんぼも「ひらひら」。中句がとってもいいですね。

## 「なつやすみ工作何にしようかな」

野矢小学校4年生 衛藤 莉璃杏  
長い夏休みの宿題。皆さんも同じ気持ちだと思えます。ふと出たひとり言。「夏休み」の季語が、生きています。

## 「赤白と日草がゆれている」

淮園小学校4年生 梅木 大斗  
朝咲いて夕べには散るので、日草といえます。朝揺れるのを見ながら、大斗君は今日も一日頑張ろうと思っただけですね。日々、元氣よく通学する作者。頑張れ。

## 「庭の雪いろんな足あとだれの足？」

飯田小学校3年生 中西 幸花  
昨夜の降り積もった大雪。庭に出てみると、いろんな足跡がついています。形も大きさも、歩いた方向も異なります。いったい何の足跡なのか、想像をかきたてる秀句。

### 上記以外の特選作品

一瞬の 光に願い 流れ星	小野 美穂
そよ風に なびいておどる ススキの穂	木村 結季
風鈴が 静かな風を まっている	重松 麟太郎
夏の夜に 耳をすませば コンサート	姫嶋 芽映
立秋や 葉っぱが踊る 長者原	武石 真綿
風薫る 上目使いに 猫は見る	岡嶋 恵士
彼岸花 あぜ道を朱に 染めていく	小川 琴弓
夏風と 新たな仲間と 一目山	日野 奏斗
桜の葉 風におされて 一人旅	小野 幸弥
さあ一步 桜舞う坂 かけあがる	佐藤 羽菜
桜舞う 涙とともに 最後の日	中島 羽菜
すいかがね わらでぐつすり ねむってる	倉嶋 ふみ
川の中 アメンボ五ひき おにごっこ	野上 颯汰
落ちかけの 夕日が光る だいたいこ	甲斐 宏希
青い空 ちっちゃな小鳥 おにごっこ	松岡 実和
たんぽぽが わたげ飛ばして お引越	玉井 永吉
お母さん 作ってくれる くりごはん	木村 粹
風なびく みどりの木々から 夏の音	穴井 琴音
赤とんぼ いっぱいとんで ぶつかった	小野 琥太
桜の葉 大空舞って 風となる	内野 圭都
うぐいすの 時の訪れ 大歓迎	松田 桃果
オニヤンマ 死んだふりして 生きている	武田 鳳雅
久住山 白いマフラー 身につける	秋吉 陽葵

## 長野馬貞 (1671~1750)

江戸中期の俳人馬貞は、父から医術と俳諧の手ほどきを受けた。玖珠や日田俳壇で才能を伸ばし、はやくも9歳で「夜も明けば松茸採らぬ裏の山」と詠んでいる。36歳のとき、最初の撰集「俳諧七異跡集」を京都で発行した。飯田高原に伝わる朝日長者伝説や七不思議の説明文を全国の俳友に配り、それを基にした投句から秀句を選び、自身の句と合わせて撰集したもの。他にも引治に産出する木の葉の化石にちなんで「紫石集」や「山の湯紀行」・「祇園守」など、数集を編纂している。馬貞の師は「志太野坡」で野坡の師はかの有名な松尾芭蕉。墓は恵良にあり、町指定の史跡。「唐移す 滝の気色や 寒のうち」馬貞(竜門の滝の対岸龍門寺の境内に句碑が建つ。)



## まちの担い手応援事業報告レポート

—龍門の滝観光協会・月次会合同研修、野矢小学校と地域が連携するための講演会—

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3823

### 龍門の滝観光協会・月次会合同研修

～筑後川の広域連携から見えてくる持続可能な地域の活性化と産業の発展・観光を考える～

- 期 間 令和5年6月18日～19日
- 場 所 祐徳稲荷神社、幸姫酒造、古賀政男記念館、柳川周辺地域、昇開橋、関家具、久留米大学
- 参加者 龍門の滝観光協会・月次会

現龍門の滝観光協会の活性化の新たな取組みを考えるため、筑後川流域連携の取組の勉強会と交流事業の構築について学ぶため研修を行いました。

「龍門の滝観光協会」は、昭和60年より続く歴史ある観光協会です。水害や過疎高齢化の影響で、観光的にも大きな影響を受けつつも、現在今後の展開を模索中です。今年度、宝八幡宮「月次会」という地域の活性化団体との連携を図るため、合同研修を行いました。また、以前より親交のあった、筑後川の広域連携プロジェクトの駄田井先生、古賀さんにご尽力いただき、広く大きな視野で、解決策やアイデアが見つからないかと、「筑後川の小さなかみしもシンポジウム」の同時開催に至りました。

本研修の目玉の一つである、「関家具」さんへおとなの社会科見学に訪れました。短い時間の中、古賀さんに隔々まで丁寧にご紹介していただき、関家具の関文彦会長ともお話しする機会をつくっていただき、元氣と哲学を学ばせていただきました。

久留米大学にて「筑後川の小さなかみしもシンポジウム」を行いました。持続可能な地域の活性化と産業の発展と観光など中心に、話が進むかと思っていましたが、水源地に水に関する地元側の思いに触れ、きれいな清流を取り戻すにはどのような取組みが必要なのか、といった水資源の話に発展していきました。最終的には、今一度水源地の住民として、清らかな川を取り戻すための動きを行っていかうという展開に話は弾みました。

最後に、今回の研修の参加者がそれぞれ建設的な思いを抱き、とても内容の濃い、充実した研修が実施できたのではないかと思います。これからも一致団結して、地域の持続可能な活性化に力を入れていきたいと思ひます。



## 野矢小学校と地域が連携するための講演会

- 期 間 令和5年7月17日
- 場 所 九重町立野矢小学校
- 参加者 野矢地区住民19名、PTA 関係者13名、校区外の方や行政関係者5名 合計37名

この3年間は、コロナの影響で学校の行事は縮小し、参観も制限せざるを得なかった。野矢地区にとっての野矢小学校の存在はどのように映っているのか。野矢小学校と地域がどのように手を携えていくべきか考える。

演 題：このえ学園構想とコミュニティースクール  
～私たちの野矢小学校の取り組みを活性化しよう～

講 師：兵庫教育大学大学院学校教育研究科 安藤福光准教授

講演を聞きながら、これまでの野矢小学校と地域の連携の方法などについては、間違いはないと思いました。しかし、学校と保護者の連携に比べて、学校と地域の目指す方向についての共有や、学校の取組など広がり課題があると感じました。特に北海道浦幌町の取組を紹介していただきましたが、野矢地区として学ぶべきことが多く感じました。

今回の講演会を1つのきっかけとして、野矢地区活性協議会、野矢小学校 PTA や学校が、子どもたちの将来や野矢地区の将来について協議を深められたらと思います。

---

## 野矢小学校山村留学制度の導入に係る研修視察

- 期 間 令和5年12月20日～21日
- 場 所 鹿児島県霧島市立永水小学校、宮崎県西都市立銀上小学校・銀鏡中学校
- 参加者 野矢校区活性化協議会

野矢校区では、野矢校区活性化協議会を中心に、今後の野矢校区や学校かどうあればよいか議論してきました。7月には、「野矢小学校と地域が連携するための講演会」を実施したり、役員を中心に会議を開いてきました。その中で、野矢校区の行事の活性化や移住者の受け入れ、野矢校区の婚活などについて意見が出されました。野矢校区の人口が減少していくのを黙って見ているのではなく、積極的な取組を実施していこうということになりました。

野矢小学校親子山村留学もその一つです。今回視察を行った2つの地域で山村留学に取り組んできた理由は、子どもの減少と地域の活性化です。地域独自で学校や地域の将来について真剣に考え山村留学に取り組んできたということでありました。

野矢小学校で親子山村留学に取り組むにあたって、本当に希望者がいるのかなど不安が大きいのも事実です。永水小学校の実行委員会の委員のお話に、「たとえ希望者がいなくても、こうやって地域について話しをすることは大きな財産になる」といった言葉が心に残りました。その言葉をお借りすれば、今回の視察も私たちにとって大きな財産になっていくと思います。これを機に野矢校区の将来について真剣に考えていきます。



# 新型コロナワクチン接種 無料接種は令和6年3月31日まで

●お問い合わせ 九重町新型コロナワクチンコールセンター(健康福祉課内) ☎0973-76-3870

現在実施中の新型コロナワクチン接種(無料)については令和6年3月31日(町内の接種会場は3月27日)で終了します。接種をご希望の方は期間内に余裕を持って受けてください。

## 実施中の新型コロナワクチン無料接種

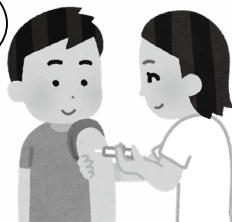
①初回接種 【対象者】新型コロナワクチンの接種を初めて受ける方

【回数】2回(生後6か月~4歳の方は3回)

②追加接種 【対象者】初回接種が完了した生後6か月以上の方

【回数】1回※令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間に1人1回です。

令和5年9月20日以降に接種をされた方は、対象外です。



町内の接種会場 ※医療機関への予約の問い合わせは業務に差し支えますのでお控えください。

医療機関名	接種曜日	接種時間	お知らせ	ワクチンの種類
友成医院(町田)	月曜日	①14:30 ②15:00	5歳以上対応可(5~11歳の方の接種曜日は水曜日)	ファイザー XBB.1.5対応 1価ワクチン
矢原医院	火曜日	①14:00 ②14:30	12歳以上に限る	
井上医院	水曜日	①14:30 ②15:00 ③15:30	初回接種対応可、12歳以上に限る	
飯田高原診療所	金曜日	①10:00 ②10:30 ③11:00	18歳以上に限る	

※詳細(接種日、初回接種、乳幼児・小児の接種)については、予約の際にお尋ねください。

※生後6か月以上4歳以下の方は、接種会場が荒木医院(玖珠町)です。

## 接種には、必ず予約が必要です

予約は、インターネットまたはお問い合わせ先までお電話ください。

## 接種券の再発行について

接種券を無くされた方、他市町村から転入した方は、接種券発行の手続きをお願いします。

九重町ホームページまたはお問い合わせ先まで電話、窓口での申請を行ってください。



▲予約サイト

# 観光を基軸としただれでも町おこし九重版DMO設立に向けた動き

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

観光地域づくり法人(DMO)設立に向けての動きについてお知らせします。

## ●住民説明会

11月8日~19日にかけてDMO設立に向けての住民説明会を開催いたしました。

説明会では、組織の概要の説明をさせていただき、その後の意見交換会では参加者の方々からDMOの設立に関する事だけでなく、町づくりに関する事等、貴重なご意見をいただきました。

今後もDMOの動きを皆様に発信していきます。

九重版DMOについて、より知っていただくために、引き続き組織の概要案を放映しています。是非ご覧ください。

皆様からのご意見お待ちしております。



▲九重町 HP



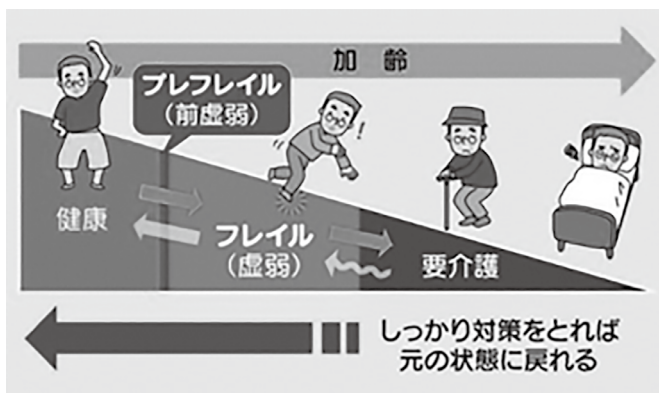
## 2月1日は「フレイル」の日

～九重町で元気な暮らしを続けるためにフレイル予防しましょう～

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

### フレイルとは？

加齢とともに、体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。



### あなたのフレイル度をチェックしてみましょう！

- 椅子から立ち上がる時手すりや杖が必要
- 6か月で2～3kg以上体重が減ったまたは増えた
- 以前に比べて固い物(たくあんやさきいかなど)が食べにくくなった
- 週に1回以上家族以外の人と会う場所に出かけていない
- 楽にできていたことが面倒に感じる



### 3つ以上当てはまったらフレイルかもしれません。

でも大丈夫!!早めに気づいて適切に行動することにより、健康な状態に戻ることができます。そのためには、**運動(体操)・食事(栄養)・口の健康・社会とのつながり**の4つの項目が大切です。九重町では、これらの項目を組み入れた内容の教室(ほほ笑い教室や短期リハビリ教室)を開催していますので、ぜひこの機会に参加しましょう。

#### 参加者の声



炊事や洗濯が  
楽にできるようになった



階段の手すりを持たずに  
あがれるようになった

自身のフレイル状態をもっと詳しく知りたい方は、大分県ホームページや役場にあるフレイルチェックシートで確認することができます。

フレイルチェックシートの結果に関することや、九重町でおこなっている介護予防事業(ほほ笑い教室や短期リハビリ教室)への参加等は、健康福祉課介護保険グループまでご相談ください。

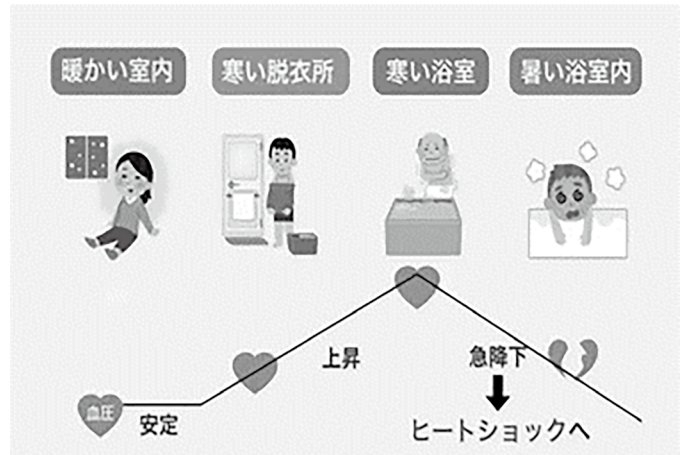


▲フレイルチェックシート

# ヒートショックに注意しましょう

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

暖かい部屋から寒い浴室へ移動した際、室温の低下で血管が縮むことで血圧が上がり、その後お湯につかることで身体が温まり、血管が広がって血圧が下がります。このような急激な血圧の変化により、脳卒中や心筋梗塞を引き起こすことをヒートショックと言います。高齢者は体温を調節する機能が低下しており、血圧の変化をきたしやすくなっています。また、高血圧などの持病がある方も注意が必要です。



## ヒートショックを防ぐポイント

- 脱衣所と浴室は暖めておく（暖房器具の使用、浴槽のふたを開けておくなど）
- 心臓から遠い足→お腹→胸の順にかけ湯をする
- 入浴は41℃以下で、湯船につかるのは10分以内に
- 浴槽からゆっくりと出る  
立ちくらみを防ぐため、手すりや浴槽のへりを使ってゆっくり立ち上がりましょう。
- 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避ける  
血圧が下がり過ぎて意識を失う恐れがあるので、食後すぐの入浴は避けましょう。
- 入浴前に同居者に一声かける
- 水分補給を忘れずに  
起床後、入浴の前後は水分補給をしましょう。
- 血圧管理  
日々の血圧管理も重要です。毎日の血圧測定を習慣にしましょう。

## 令和6年3月末までです! 対象の方は機会を逃さないようにお忘れなく!!

対象の方には受診券や問診票が郵送されています。お手元がない方は、再発行ができますので、お問い合わせください。なお、受診・接種に行かれる際は、事前予約にご協力をお願いします。

	内 容	対象者
歯周疾患検診	歯周病を早期発見・早期治療するための歯科健康診査（玖珠郡内の歯科医療機関）	年度末年齢 40歳・50歳・60歳・70歳
高齢者肺炎球菌予防接種	肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防・重症化を防ぐ予防接種（大分県内の医療機関） ※県外での接種を希望される場合は事前に保健センターまでご連絡ください	年度末年齢 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳 ※既に接種した方を除く ※1人1回まで
成人男性の風しん抗体検査・予防接種	風しんウイルスによる感染を予防・重症化を防ぐ風しん抗体検査、抗体価が低い方は予防接種（全国の医療機関）を実施。	1962年（昭和37年）4月2日～1979年（昭和54年）4月1日に生まれた男性 ※1人1回まで

# 国民健康保険税に関するお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

令和5年1月の制度改正により、産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が免除されることとなりました。

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です。  
(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。



## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

### 【単胎の方】

3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	-------	------	------	------

### 【多胎の方】

3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	-------	------	------	------

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。  
※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年 8月	9月	10月	出産予定月 11月	12月	令和6年 1月	令和6年 2月
------------	----	-----	--------------	-----	------------	------------

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

## 届け出に必要な書類

- ①届出書
- ②母子健康手帳(出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です)

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者(個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます)による障がいのある人への「合理的配慮の提供」がこれまでの努力義務から義務化されます。



### 社会的バリアを取り除くための申出

### 合理的配慮の提供とは?

事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

### 建設的対話

障がいのある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討(対応の例)筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

### 合理的配慮の提供

知る

障害者の差別解消に向けた  
**理解促進ポータルサイト**

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

「障害者差別解消法」について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

障害者差別解消に関する  
**事例データベース**

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、具体例を障がい種別などに応じて検索できます。



こちら  
**119番**

## 「冬のかくれ脱水にご注意を!」

☎ 玖珠署 警防係 ☎ 72-2141

皆さんは、夏に多い「脱水症状」が冬でも起こりやすいことご存じでしょうか?寒くなってきたこの季節、特に室内は気密性が高い上、暖房器具の使用により乾燥しやすい状態です。また、寒くなったことで汗をかく機会が少なくなることや、マスクの着用もあり喉の渇きも感じにくくなるため、水分の摂取量が少なくなります。この様に自覚がないまま水分が失われている状態を「かくれ脱水」といいます。

冬のかくれ脱水の対策として以下の3項目に注意をしましょう。

①こまめな水分補給をおこない、脱水を感じた時は電解質を含む経口補水液を摂取しましょう。

- ②乾燥対策として、室内では加湿器の使用や濡れたタオルを干すなどで加湿をおこないましょう。
- ③室内の温かい環境下での厚着は汗をかくことで体が冷えてしまうため、脱ぎ着しやすい服装で体温調節をおこないましょう。

乾燥していると喉や鼻の粘膜が乾燥し、感染に対する防御反応も弱まることで免疫力の低下につながります。運動時の発汗だけでなく、季節による気温変化など様々な要因でも起こりうる症状です。冬だからといって油断することなく、こまめな水分補給を心がけて快適な冬生活を過ごしましょう。